

情報館

お知らせ
します



平成19年度保育園入園申込受付

平成19年4月からの市立・法人立保育園の入園申込を受け付けます。希望される方は、入園申込書に所定の書類を添えてお申し込みください。



また、現在、入園をお待ちいただいている方で、平成19年度も引き続き入園を希望される場合は、新たに申し込みをしてください。

入園申込書の配布 市役所2階・保育課、市内各保育園
受付場所 市役所2階203会議室
市内各保育園
受付期間 11月7日(火)～15日(土)・日曜日を除く／午前8時30分～午後5時(9日)、10日(金)は市役所のみ午後8時まで受け付け

不動産の公示

税の滞納に伴う差し押さえ不動産を公示します。
公示日 12月8日(金)
公売不動産 大字荒幡地内の土地
◎詳細は11月17日(金)以降にお問い合わせください。
問い合わせ 収税課 (☎29998-90073・29998-94009)

交通遺児等育成資金貸付制度

自動車事故で亡くなった方、または重度の後遺障害が残った方の児童に政府資金を無利子でお貸しします。
貸付金額 ▼当初一時金：155,000円 ▼毎月：2万円 ▼小・中学校入学支度金：44,000円
貸付期間 貸付決定時～中学校卒業返還方法 中学校卒業の1年後から20年以内の割賦均等払い

◎高校・大学等に進学した場合は、在学期間中は返還を猶予します。なお、申し込み方法等、詳細はお問い合わせください。
問い合わせ 独立行政法人自動車事故対策機構埼玉支所 (☎048-824-1945・FAX048-824-1946)

労働相談

■一般労働相談
とき 11月8日(水)／午後1時～8時(最終相談：午後7時)
ところ 市役所2階202会議室
内容 就業規則・賃金・解雇・労働使の問題・就業にかかわることなどで、日ごろ疑問に感じていること、直面している問題等
対象 勤労者、事業主等
相談員 埼玉県西部産業労働センター
一職員、社会保険労務士
◎予約制です(当日予約可)。また、就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。
申し込み・問い合わせ 商工労政課 (☎2998-9155・FAX2998-9162) へ電話

■若年労働者キャリア形成支援・相談事業(ヤングキャリア・ナビゲーション)
自分の仕事、将来について考えてみませんか。秘密は厳守します。
とき 毎週土曜日／午後1時～4時(第5土曜日を除く)
ところ ラーク所沢
対象 おおむね35歳までの勤労者
・求職者、将来について考える大

学生・高校生等、および子どもも就職で悩む保護者(市外の方も利用可)
◎予約制です(当日予約可)。相談時間は1人約50分です。
相談者 産業カウンセラー
申し込み・問い合わせ ラーク所沢 (☎2943-2110・FAX2943-4446／午前8時30分～午後5時) へ電話

都市計画土地区画整理事業の変更案を縦覧

市では、第二上新井特定土地区画整理事業の都市計画決定区域の変更を予定しています。
この度、関係権利者や市民の皆さんのご意見を伺い、変更案がまとまりましたので、都市計画法第17条第1項の規定により、所沢都市計画土地区画整理促進区域および所沢都市計画土地区画整理事業の変更案を縦覧します。

変更内容

①所沢都市計画第二上新井土地区画整理促進区域および②所沢都市計画第二上新井土地区画整理事業区域のうち、事業施行認可区域外の区域を除くための区域変更(①、②とも同区域同面積)
◎①は市決定、②は県決定です。
■縦覧・意見書受付期間
土・日曜日、祝日を除く11月2日(木)～15日(木)まで(午前8時30分～午後5時)

縦覧場所

▼市役所2階・都市整備課(〒359-8501・並木1-1-1) ▼県庁第二庁舎2階・市街地整備課(〒330-9301・さいたま市浦和区高砂3-15-1) ▼県・川越県土整備事務所(〒350-1126・川越市旭町2-13-6)
◎①については市役所2階・都市整備課のみです。
■意見書の提出
この変更案についてご意見のある方は意見書を提出できます。

提出できる方 市内にお住まいの方
または利害関係にある方
提出先 ①については市長あての意見書を、市・都市整備課へ提出。
②については県知事あての意見書を、市・都市整備課、県・市街地整備課、県・川越県土整備事務所のいずれかへ提出
◎いずれも住所、氏名、利害関係等を明記のうえ、11月2日(木)から15日(木)までに、持参または郵送(当日必着)により提出してください。なお、様式は特に取りませんが、市・都市整備課に備え付けのほか、市ホームページからも入手できます。
問い合わせ 市・都市整備課 (☎2998-9208・FAX2998-9163)・県・市街地整備課 (☎048-830-5383・FAX048-830-8822)

子どものご悩みを持つ保護者へのグループカウンセリング

■小学生の気になる行動(発達障害)
とき 11月7日(火)／午前10時～
ところ 教育センター
■就学前の幼児(子育て支援)
とき 11月21日(火)／午前10時～
ところ 教育センター
■登校を渋る小・中学生(不登校)
とき 12月1日(金)／午前10時～
ところ 教育センター
相談者 いずれも教育相談室相談員
◎希望者には継続して教育相談を行う予定です。

縦覧場所

申し込み・問い合わせ 教育センター (☎2924-3333・FAX2923-2395) へ電話
生産緑地地区の変更に伴う都市計画案を縦覧
所沢都市計画生産緑地地区の変更に伴う都市計画案を縦覧します。
変更は、生産緑地法第14条の規定に基づき行為制限の解除、公共施設等の設置などによるものです。
この案についてご意見がある場合

提出できる方 市内にお住まいの方
または利害関係にある方
提出先 ①については市長あての意見書を、市・都市整備課へ提出。
②については県知事あての意見書を、市・都市整備課、県・市街地整備課、県・川越県土整備事務所のいずれかへ提出
◎いずれも住所、氏名、利害関係等を明記のうえ、11月2日(木)から15日(木)までに、持参または郵送(当日必着)により提出してください。なお、様式は特に取りませんが、市・都市整備課に備え付けのほか、市ホームページからも入手できます。
問い合わせ 市・都市整備課 (☎2998-9208・FAX2998-9163)・県・市街地整備課 (☎048-830-5383・FAX048-830-8822)

★身近な街づくりを支援します!★

皆さんは今住んでいる街について、「今の良好な住環境を守りたい」、「魅力的な街並みをつくりたい」と思ったことはありませんか。

そのようなときは、街づくりのルールをつくることをおすすめします。街づくりのルールの種類としては地区計画、建築協定、街づくり協定などがあります。例えば、「緑豊かな環境を維持するため、塀は生け垣にする」、「ゆとりのある空間をつくりたいので、建物の壁面の位置をきめる」などのきまりをつくり、街づくりを実現していきます。

街づくりのルールをつくるためには、まず、街の良いところ、悪いところを皆さんで考えることから始まります。そして、さまざまな立場や考え方の人の意見を聞きながら、どういう街が良いか、皆さんで話し合い合意を得てその地区にあった街づくりのルールをつくっていきます。このような、街づくりのルールをつくるためには、活動の核となる「協議会」をつくり、話し合いをしていくことが有効です。

市では、皆さんの自発的な街づくりを推進するため、「協議会」に対して、街づくりに関する学習の支援や情報の提供、街づくりアドバイザーの派遣などの支援をしています。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 都市計画課 (☎2998-9192・FAX2998-9163)



中富南部地区地区計画

防衛医科大学校病院休診のお知らせ

防衛医科大学校創立記念行事に伴い、11月27日(月)は休診します。
問い合わせ 防衛医科大学校病院庶務課 (☎2995-1511)

石綿業務に従事した離職者への特別健康診断事業(無料)

対象 石綿の製造や取り扱う作業に従事して退職し、初回はく露から10年以上経過している方など

中小企業経営者向け金融・経営無料セミナー相談会

とき ①11月10日(金)②12月1日(金)／午後1時30分～4時30分(原則毎月第1金曜日開催予定)
ところ ①市役所2階202会議室
◎市役所2階203会議室
対象 中小企業経営者(個人・法人問わず)
◎相談は予約制です。また、相談時間は約1時間です。
申し込み・問い合わせ 商工労政課 (☎2998-9155・FAX2998-9162) へ電話、FAX

受付期間 11月1日(水)～17日(金)
◎詳細はお問い合わせください。
問い合わせ 埼玉県健康づくり事業 (☎048-859-5163・FAX048-840-3262)